

医療法施行規則及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 31 日
厚生労働省医政局
医療経営支援課

「医療法施行規則及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する省令案」について、令和 8 年 2 月 6 日（金）から令和 8 年 3 月 7 日（土）まで御意見を募集したところ、1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	医療法人情報のうち、医療法第 52 条に基づき収集された情報に関するものについては、各都道府県において現に閲覧に供されている情報と同一性を有する情報であり、法人のプライバシー等の見地からその第三者提供にあたり厳格な制約を課すべき理由はないと考えられる。そのため、それらの情報の提供に際しては、研究の公益性等を認定する際の認定に過度な厳格さを設けないよう留意いただきたい。また、提供する情報について不必要なまでの匿名化処理を行うこと等により、都道府県において閲覧に供される情報よりも提供される情報の範囲が狭くなることのないよう、運用上留意いただきたい。	御意見として承ります。